

事務連絡
令和4年3月31日

各国公立大学学生部長（相当職）
各公立短期大学事務部長（相当職）
各国公立高等専門学校事務部長（相当職） 殿
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局学生・留学生課

令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの
周知にかかる御協力のお願い

平素より、貴職におかれましては厚生労働行政並びに文部科学行政に御指導、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、学生アルバイトをめぐる問題においては、その未然防止を図るため各都道府県労働局（以下「労働局」という。）が、各大学等（短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）と連携し、適宜対応を行っているところです。

この対応の一環として、厚生労働省においては、令和4年度においても、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを実施期間として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で展開することとしました（別添1）。

つきましては、各大学等におかれましても、このキャンペーンの趣旨を十分に御理解いただくとともに、下記について、御協力をお願いします。

なお、本件につきましては、全国大学生生活協同組合連合会を通じ各大学等生協にも協力を依頼しておりますので、必要に応じ連携を図っていただきますようお願いいたします。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれましては、管下の専修学校に対して、この点について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. リーフレットの活用

キャンペーンに合わせて、厚生労働省においては各大学等に対し、リーフレット・ポスター（別添2、3、4）を送付します。新入学時の説明会・ガイダンス等での配布や新入学時に配布する冊子への掲載、これらを活用した説明の実施、各大学等のホームページへの掲載等に御活用いただき、学生等への周知をお願いします。

また、リーフレットは労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>)にも掲載する（4月上旬目処）予定です。

2. 労働局による出張相談の活用

キャンペーンでは、労働局が大学等に出張し、学生等を対象とした相談対応を実施することとしています。各大学等におかれては、出張相談を活用いただくとともに、利用の際は、労働局に依頼いただくとともに、相談場所の提供や学生等への十分な周知等について、御協力をお願いします。

なお、相談場所については、相談者のプライバシーに配慮した場所となるよう重ねて御協力をお願いします。

3. 総合労働相談コーナー等の周知

各労働局及び各労働基準監督署においては、アルバイトを含む労働問題にワンストップで相談できる「総合労働相談コーナー」や平日夜間や休日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）を設置しています。

キャンペーン期間中には、総合労働相談コーナー内に「若者相談コーナー」を設け、学生等への相談に重点的に対応することとしています。

アルバイトでトラブルが発生した際に、学生等自身が利用できるものですので、各大学等から学生等に対して、十分に周知をお願いします。

（参考）総合労働相談コーナー

[URL] <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

全国の労働局・各労働基準監督署内などに設置しています。

（参考）労働条件相談ほっとライン

[URL] <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

[電話番号] 0120-811-610

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00

また、厚生労働省では学生等が利用できる労働法の普及啓発ツール等を運用していますので、併せて周知をお願いします。

① 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)

※ 労働基準関係法令の紹介や、事案に応じた相談先の紹介を行う等、インターネットを活用した労働条件に関する情報等の発信を行っております。また、労働条件に関する法律の知識について、クイズを通して学習することができるスマートフォンアプリ「労働条件（R J）パトロール！」などを提供しています。

② 「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」

(<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>)

※ スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けのe-ラーニング教材です。

4. その他（労働関係法令の普及に関する取組について）

キャンペーン実施時期に関わらず、各労働局においては、職員を講師として派遣し、労働関係法令の普及に関する講義やセミナー等を行っています。各大学等におかれては、積極的に本取組を活用されますようお願いいたします。

また、労働関係法令に関する知識を一層普及させるため、学生等の利用に適した、分かりやすい労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」を公開しています。

以下からダウンロードできますので、労働関係法令の普及等に資する講義や就職セミナー等において御活用ください。

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

【添付資料一覧】

別添1 令和4年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

別添2 仕事（アルバイト）のトラブル こんなことで困っていませんか？

別添3 学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

別添4 「シフト制」で働くにあたって知っておきたい留意事項

【本件連絡先】

厚生労働省

労働基準局労働条件政策課

労働条件確保改善対策室 宮内

電話：03-5253-1111（内線 5545）

文部科学省

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室 木俣、海老澤

電話：03-5253-4111（内線 2915）

高等教育局学生・留学生課 川口

電話：03-5253-4111（内線 3354）